

第 2 9 号 議 案

新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例（平成 15 年新宿区条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) ワンルームマンション等 地階を含む階数が 3 以上の共同住宅、寮、寄宿舍及び長屋（以下「共同住宅等」という。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア ワンルーム形式の住戸を 10 戸以上有するもの

イ ワンルーム形式の住戸の数が総住戸の数の 3 分の 1 に相当する数（1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数）以上であるもの（地階を含む階数が 3 の共同住宅等にあっては、総住戸の数が 10 戸未満のものを除く。）

第 2 条第 3 号中「確認」の次に「並びに法第 87 条第 1 項において準用する法第 18 条第 2 項及び第 4 項の規定による計画の通知」を加える。

第 6 条第 2 項中「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を「新宿区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に改める。

第 10 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 再配達（荷受人の不在その他の事由により配達することができなかった物品を再度配達することをいう。）の削減に関し、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずること。

第 11 条第 1 項中「を定め」の次に「、郵便受けを設置する措置その他の当該管理人への申入れ、連絡等を円滑に行うことができると区長が認める措置を講ずるとともに」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に標識の設置を開始すべきワンルームマンション等について適用し、同日前に標識の設置を開始すべきこととなるワンルームマンション等については、なお従前の例による。

(提案理由)

ワンルームマンション等の範囲を拡大するとともに、ワンルームマンション等の建築及び管理に当たって実施すべき事項を追加するほか、規定を整備する必要があるため